生活・福祉・教育の大改悪を許すな!

札幌 共同連絡センター通信

http://www.sapporo-syahokyo.jp/syaho_kyodo.htm

2012年11月17日
第32号
事務局:札幌社保協内
電話:823－0867
FAX:821－3701
E-mail:
s-syaho@kin-ikyo.or.jp

「市住家賃減免の大幅引き下げ、負担増」を提案

低所得者の負担増を知っていながら計画

11/13の市議会建設委員会で「市営住宅使用料減免制度の見直し案」が正式に提案されました。委員会には道生連等改悪に反対する各団体の傍聴者が７０人以上駆けつけました。提案内容は「住まいの協議会」の答申に沿ったもので、７０・８０％の減免を廃止、最低家賃引き上げ、老年者控除の廃止等で、減免後平均家賃は６４５６円→９９６３円と平均で１．５４倍になります。（２面参照）修正点は①医療費控除は入院分のみ残す、②激変緩和措置で引き上げを３年間でなく４年間にするという程度です。

共産党・改革クラブ（一部）は反対、他は「妥当な判断」「負担増なのでていねいに説明を」

案に対する各党の意見は、自民・民主は「妥当な判断」と改悪案を肯定。公明党は多くの入居者から不安の声が寄せられていると言い、「高齢者は年金が下がり税金や保険料の負担も大変なので、ていねいに説明を」と改悪案を認めて、ていねいな説明会を要求するだけ。改革クラブは会派の２／３は反対と述べました。

共産党が公営住宅法における減免の規程、修繕費と家賃の相関関係、老年者控除の廃止の影響、みなし寡婦控除をなぜしないのか、医療費控除は額の大きな通院分を廃止するのか、値上げになれば生活保護受給を必要とする世帯増えるのではないか、と質問。住宅部長は「公営住宅法は憲法２５条を住宅分野で具現化したもの。減免の規定はなく自治体の裁量。他との比較や家賃負担率等もない。家賃と修繕費の相関関係はない。老年者控除廃止で負担増になる世帯も出る。みなし寡婦控除は調査研究中で導入の方向で検討したい。市住の申し込み高倍率を見ても低家賃の住宅を求めている人が増えていると思う。制度の改定により生活に困窮する世帯については相談など丁寧な対応を心がけたい」と答弁しました。

改悪で貧困化が進み生活保護を受ける人が増える～わかっていながら実施するのか!?

1/15の「見直し案」説明会には入居者を中心に８２人が参加、市から住宅管理担当課長ら３人が出席。

●値上げにより貧困化が進み、生活保護世帯が増える、弱い層の狙い撃ちではないか？

減免世帯で生活保護にならざるを得ない人が出ることは認識している。憲法２５条の生存権は住宅分野だけで保障は難しい。生活保護が必要な人には案内をする。弱い層を狙い撃ちしたわけではない。減免世帯が増えているので見直しさせてほしい。

●医療費控除は通院入院の問題ではなく医療費の負担によって生活が大変でなので従来通りにすべきではないか？

通院も高いことは知っているが、入院は１回の費用が高いので今回は入院のみにした。結局全部削ると抵抗が強いので入院のみ残したのか？との問いに、「そうです」と認める。

●老年者控除の廃止と計算式の変更で、負担増になる世帯が出るのではないか？

下がる人もいるが、２５０世帯が値上げ、最高２．２万円上がる。６５歳以上の給与収入だけの人は影響が大きい。老年者控除廃止は以前から意見が出ていて平成２０年に廃止を検討したが、見送ってきた経過がある。

●アンケートの結果をどうとらえたのか、反映しているのか？

切実な悩みや意見については承知している。入院の医療費控除を残したこと、激変緩和措置を３年から４年にしたことはアンケートの反映。

◆説明会の最後に佐藤道生連事務局長は「通院医療費も大変なことを認めているのであれば、検討が必要ではないか」と要請しました。

◇今後の予定◇

市議会に向けて団体陳情を提出しますので、多くの団体からの提出をお願いします。１２月の市議会で検討される予定。

１回目の提出：１１月２２日（木）10:30市役所１７階市議会ロビー集合。各会派に要請し陳情書を議会事務局へ提出。２回目提出は１１月２８日（水）13:30を予定しています。

市営住宅使用料減免制度の見直し案について

平成24年11月13日
建設委員会提出資料
都市局市街地整備部住宅課

1 新制度の概要

①減免基準額の見直し → 74,000円（平成23年度の生活保護費相当額）

②負担率・負担率区分の見直し 家賃負担率20～90%の6区分 → 40～90%の4区分

減免前の平均家賃 22,251円
総収入に対する家賃負担率 14.2%

減免制度がなければ過大な負担となる

減免後の平均家賃 6,450円
総収入に対する家賃負担率 4.8%(答申時の平均)

収入に応じた適正な家賃負担率に見直しが必要
→ 平均7.3%へ見直し

現 行 《表1》

A 減免月収（円）	減免率（%）	B 家賃負担率（%）
0 ～ 18,000	80	20
18,001 ～ 27,000	70	30
27,001 ～ 36,000	60	40
36,001 ～ 45,000	40	60
45,001 ～ 54,000	20	80
54,001 ～ 72,000	10	90
最低負担額	3,500円	

改正後 《表2》

A 減免月収（円）	減免率（%）	B 家賃負担率（%）
0 ～ 28,000	60	40
28,001 ～ 43,000	40	60
43,001 ～ 58,000	20	80
58,001 ～ ① 74,000	10	90
③ 最低負担額	4,200円	

③最低負担額の見直し → 4,200円
近傍同種家賃に占める修繕費相当額の市内団地の平均値を基準

④減免月収の計算方法の見直し
・老年者控除の廃止 ⇒ （年金・給与それぞれ所得税法に準じた所得控除とする。下図参照）
・医療費控除の見直し ⇒ （当面は入院にかかる費用のみ控除の対象として残す）

老年者控除廃止の影響

【現行】
年金収入160万円
給与所得控除65万円 | 老年者控除50万円 | 所得45万円
控除計115万円

現行制度は、年金も給与とみなしていた

老年者控除(50万円)を廃止しても、公的年金等控除を適用することとすれば、老年者に過大な負担は生じない

【改正後】
年金収入160万円
公的年金等控除120万円 | 所得40万円

2 改正後の家賃

《表3》

減免月収（円）	世帯数	割合（%）	平均総収入（円）	減免前平均家賃（円）	改正前 減免後平均家賃（円）	改正後	改正後 減免後平均家賃（円）
合計(平均)	7,925	100.0	1,638,718	22,333	(4.7) 6,456	平均1.54倍	(7.3) 9,963

※1 平成24年3月時点の数字で試算
※2 家賃欄上段の( )は平均総収入に対する家賃負担率(家賃×12か月／平均総収入)

制度改正の効果額 ⇒ 348, 212千円

3 激変緩和措置について

1年の平均上昇額を1,000円以内に抑えた

改正前の家賃(円/月)	6,450
改正後の家賃(円/月)	9,960
増加額(円/月)	3,510

※1 改正前・後の家賃は、表4の平均家賃とした。
※2 計算上10円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てることとした。

《表4》

	年 数	1年目	2年目	3年目	4年目	開 差
4年の場合	加算率	1/4	2/4	3/4	4/4	1/4相当額
	家賃額(円/月)	7,320	8,200	9,080	9,960	870
3年の場合	加算率	1/3	2/3	3/3		1/3相当額
	家賃額(円/月)	7,620	8,790	9,960		1,170

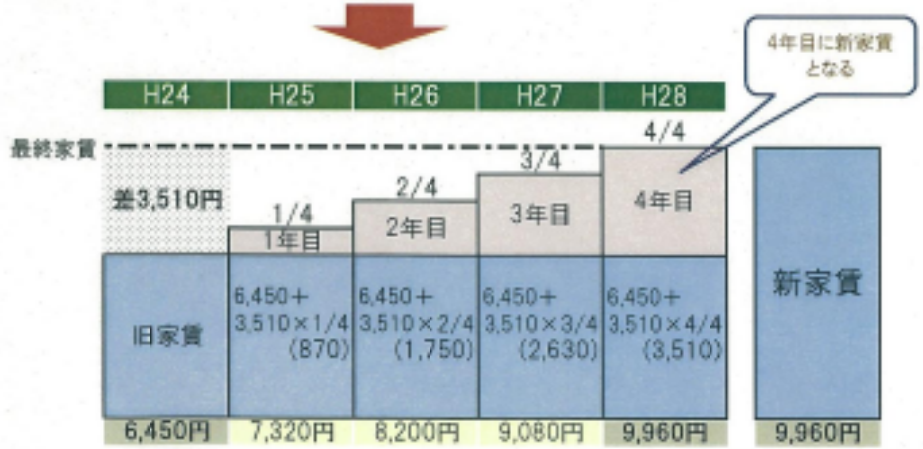

※ 激変緩和措置の対象世帯
基準日(新制度施行日(平成25年4月1日予定))以前(平成25年3月31日まで)に、入居している世帯とする。